



公益社団法人大阪聴力障害者協会 FAX 06-6768-3833

〒 540-0012 大阪市中央区谷町 5-4-13

大阪府谷町福祉センター 3階大阪ろうあ会館内

<http://www.daikyokyo.jp/>

TEL 06-6761-1394

昭和 53 年 8 月 18 日 第 3 種郵便物認可

年間購読料 2,000 円【一部 200 円】

(会員は会費の中に含まれています)

郵便振替口座 00900-9-59377

No.629

2018 年 (平成 30 年)

10 月 1 日発行

(毎月 1 日発行)

「旧優生保護法」とは

旧優生保護法による強制不妊手術 大阪府内では実態調査が実施中

9月2日(日)午前10時から12時まで、大阪市立西成区民センターにて、第1回ろうあ者日曜教室を開催しました。27名が出席の中、公益社団法人大阪聴力障害者協会 中岡正人常任理事を講師に招いて「旧優生保護法とは」というテーマで講演をしていただきました。

宮城県 of 知的障害者が国を相手に裁判をおこしたことを機に、全日本ろうあ連盟が実態調査を展開し、大阪で開催した全国ろうあ者大会で共同会見を行ったことは周知の通りですが、8月に行われた中間報告会では調査の経過報告のみで、一般の会員にとつてわかりにくい話で、今回のろうあ者日曜教室では何故こんな法律があったのか? スライドを交えてわかりやすくお話ししていただきました。

旧優生保護法下で障害者らが不妊手術を強制されていた問題を受け、全国各地で聴覚障害者に対する強制不妊手術の実態調査を大阪では9月まで展開しています。大阪でも調査員が対象者何人かに会って話を聞いたりしていますが、強制不妊手術を受けられた世代は今の年齢でいうと70代後半と高齢の方々になるため、すでに亡くなられていたり、手術を受けた病院での証拠が残っていないかたりして調査が難航しています。それでも私達は差別があった過去を受け止め、今後の未来を担う人達が生きる上で不利にならないよう訴えていかなければいけません。

旧優生保護法の問題、人として当たり前に生きる権利を奪われた聴覚障害者の苦しみ、哀しみをわかりやすく話してください、参加者は全員、真剣な表情で聞き入っていました。